

清代遏糶考

——雍正・乾隆時代を中心に——

則*
松 彰 文

はじめに

清朝雍正・乾隆時代の米穀流通に関わる上諭や奏摺中にしばしば登場する遏糶と呼ばれる行為は、あるまじき行為、あつてはならない行動として、その嚴禁が兩皇帝によって嚴命された。当該時期とくに雍正時代の米穀流通の問題を米穀需給の観点から先駆的・大局的に分析した安部健夫氏は、既に一九五七年の時点において、遏糶を「食糧自足への本能的な衝動のもつとも政治的^②社会的な表現である、米穀持ち出しに対する妨害行為」と明快に規定した。^①また、重田徳氏は、清初の湖南米市場の研究において、^②遏糶それ自体への言及はないものの、搶米風潮との連関から米穀の

* 福岡大学文学部教授

省外販出、また移出禁止に論及した。さらに、岸本美緒氏は、それを「米穀移出の暴力的阻止」と解釈するとともに、「地域内に食糧を確保しようとする暹羅政策の如きは、地域エゴイズムとして厳しく禁止された」とした。⁽³⁾ また、山本進氏は「米の移出禁止」あるいは「米移出阻止」と簡潔に解釈した。⁽⁴⁾

筆者もこれまで、清代米穀流通に関する数編の論考において、この問題に適宜言及してきたが、今日に至るまで、暹羅問題に関する専論が存在しないことに加え、実は暹羅という行為の実態や嚴禁の論理等については、筆者自身の研究をも含めて、依然、必ずしも明確ではないのである。さらに、史料中において、暹羅とともにまま言及されることのある「攔截」「攔阻」等とよばれる行為に関しても、未だ十分に検討されてはいない。⁽⁵⁾

そこで、本稿では、これらの問題を中心に取り上げ、暹羅や攔阻の実態、またこれらを嚴禁する論理と目的などについて分析することを通じて、清代米穀流通、および清代地方行政に関する、何がしかの新知見を加えたいと考える。

第一章 暹羅と攔阻

本章では、暹羅の実態を解明することから始めたいが、まず初めに、暹羅と攔阻両者に言及する雍正・乾隆両時代の代表的史料を取り上げよう。

まず、安部健夫氏が、清代雍正年間における米穀流通のコースに関して「今日もつとも手際よく傳えている」と評

した雍正四年七月二十日の鎮海將軍何天培の奏摺である。「⁶遏糶の禁を嚴にし以て民食を裕かにせんことを請う」と題したこの奏摺は、これまでも紹介されてきたが、いまあらためて遏糶と攔阻に言及した箇所に着目してみよう。

乃ち地方の豪棍、私自に衆に倡えて遏糶し、攔阻を横行し、客商の米を買うに、視て私販と同じくして、出境を許さざること有り。亦た囤戸の壅積して厚利を希圖し、甚だしきは或いは江広の米の幾月も下らず、遂に米価騰貴に至る有り。其の間、不肖の有司、人の聳囑を聴き公然と示禁す。是れ聖天子の德意周流し、毎に居奇遏糶の徒に格すも、而るに艱食は或いは免かれざるなり。臣の愚見を以て伏して皇上の勅部詳議を乞い、販米出洋は永く禁を開かざるを除くの外、其の内地の産米の省、地方官に行文して務めて通商便民せしめ、民間の私自に結黨し、衆に倡えて遏糶するを嚴査し、立ちどころに創懲の法を以て永く定例と為し、年穀の豊登し地に徧く、皆玉粒に盈ちんと庶幾う。即ち偶たま荒歉に遭いても、小民の饑餧を継ぐを得ん。

ここで注目すべきは、遏糶と攔阻の主体が地方の豪棍である点である。棍徒が遏糶や攔阻を通じて、客商による米の出境を許さないのである。また、後に「民間私自結黨倡衆遏糶」とあるように、何天培の奏摺においては、遏糶・攔阻の主体は民間人にある。この点は、以下に紹介する諸史料とあわせ、後にあらためて言及したい。

同じく、雍正時代の史料として、雍正二年八月二十日の四川巡撫王景灝奏摺に対する雍正帝の硃批⁶を見てみよう。四川巡撫王景灝に論すらく、據りたる奏に四川各府は豊収なれば小民は哺を含み腹を鼓つこと殊に喜ぶべき為り。惟だ是れ江南浙江の沿海の州県、七月の内に海潮泛溢して田禾損壞する無きにあらず。各督撫に嚴飭し意を賑恤

に加えるを経ると雖も、猶お恐るるは将来米価の漸昂し小民の粒食に艱きを。朕知る、江浙の糧米、歴来湖広より仰給し、湖広は又た四川より仰給するを。従前、商販の太だ多きに因り、地方の有司輒ち阻遏を行う。今四川の秋成豊稔なれば以て不足を羨補するは、洵に兩便に属す。爾當に沿途の文武の官弁に嚴諭し、遇たま江楚商人の川に赴きて販米す、或いは四川商人の江楚に往きて売米する者有れば、立即に放行し、留難阻遏を得ざらしめよ。

ここで言う「阻遏」という行為の実態は未詳であるが、雍正帝は、阻遏の主体が地方の有司にあると認識している。また、この阻遏は、遏糶とほぼ同義と考えられる。

また、雍正六年正月二十二日の四川巡撫憲徳の奏摺には、⁹⁾

竊かに惟うに、上年川省の收成は頗る豊足と称す。商販の絡繹として買運する者、数計すべからざるに因り、以て秋冬の間、米価漸く長ずるを致す。先に據りたる重慶等處の地方の各官、販運の甚だ多きを將つて、米価を昂ずるを致す等の情、具報して臣に到る。臣は遏糶阻運の久しく嚴禁するを奉ずること案に在るに因り、是を以て飭令して常に照らして販運し、阻遏を許さず。

とあって、遏糶、阻運、阻遏は同様の意味で使用されていると評価できよう。

次に、乾隆時代を代表する遏糶関連史料として、つとに知られる署理两江総督尹繼善の奏摺を見てみよう。「遏糶の弊を嚴禁し以て民困を蘇らせんことを請う」と題された奏摺には、¹⁰⁾以下の如く言う。

年歳の豊歉原より齋しくする能わざれば、全く商販の流通に頼り、有無懋遷し以て接済に資す。乃ち地方の官員、往往にして各おの私心を懷き、大体を顧みず、一たび隣省の荒歉に遇わば、惟だ米糧の外販を恐れて、禁止を示し以て本地の郷愚の歡心を博くするのみ。甚だしきは同省の中に至りても各おの彼此を分かち、本県の米もて別県に販往するを許さず。而して地方の棍徒、遂に端に借りて生事を得て、本村の米も亦た別村に載往するを許さず、河道を攔截し肆まに扞搶を行い、毎に衆を聚めて鬪毆し大案を醸成するに至る。此れ皆遏羅の弊の害を貽すこと浅からざるなり。

ここでは、隣省の荒歉に遭遇した地方官が米の外販を恐れ、それを禁止する行為を遏羅とみなすとともに、棍徒による暴力行為の前提となる河道の封鎖による米船航行の阻止を攔截とする。

本奏摺には、さらに、

各省の督撫をして厳しく属吏に飭し、畛域を分けること無く、共に民艱を恤し、商販は其の流通を聴して遏羅を混行するを得ず、米船は大小多寡に拘わらず、装載を任憑し、官の阻攔を為すを得ざらしむ。並びに、遍く晷論を行い、無頼棍徒の端に借りて生事するを許さず。違う者は、厳しく治罪に拿す。

とある。この文脈からすると、商業流通とくに米を運ぶ船の運航を阻害する行為が遏羅であり、ここでは、「官の阻攔を為すを得ざらしむ」とあるように、その行為の主体は官にある。ただ、「阻攔」とあるように、遏羅、阻遏、阻攔、等々に大きな意味の違いは見い出せない。

また、乾隆二十年十二月五日の上諭には、¹⁾

一七八

各省の年歳の豊歉齊しからざれば、全く商販の流通に頼り、有無質遷し以て接済を資く。向來、地方官は私を懷き譽れを邀め大体を顧みること罔し。遏糶の禁有りと雖も、而れども陽奉陰違する者仍お復た免れず。今年、江浙所屬偶たま偏災を被りて、本地の米糧既に少なければ、勢い必ず資を隣省に藉らん。誠に恐るるは、不肖の有司の救災卹隣の義に味くして、糶販を阻遏し、市賈は益ます藉りて以て居奇し、地棍は因りて而して事を滋せば、則ち災地の民食倍ます拮据を覚えんことを。四川、湖広、江西、河南、山東の各督撫等に伝諭し、屬吏に嚴飭して遍く曉諭を行い、凡そ商販の米船有れば、大小多寡に拘わらず、其の裝載流通を聴し、遏糶を得ざらしめよ。如し、地方の無頼棍徒の借端してぎよう阻する者有らば、即に嚴拿治罪を行え。該の督撫等、務めて宜しく実力奉行し、以て朕が一視同仁の意に副え。

とある。ここで先ず注視すべきは、「阻遏糶販」の四字である。糶販を阻遏する、すなはち、遏糶の原義はここに有ることが知れよう。さらに、ここでも、遏糶の主体は、不肖の有司にある。

以上、雍正および乾隆年間の遏糶に関する代表的な史料を見てきたが、遏糶は、阻遏とほぼ同義で、かつその行為の主体は多く地方官僚ではあったが、時に棍徒などの行為にも使用されており、遏糶なる二文字に固有の実態が存在する訳ではなく、阻遏、阻運など他の用語と同様に、米の流通を阻害する行為を示す言葉と認識すべきものであろう。

では、次に攔截、攔阻に関わる史料をみてみることにしよう。中国人民大学の清史研究所と檔案系中国政治制度史

教研室との合編になる『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』上冊・下冊、中華書局、一九七九年には、第三章、第四節の一「反対抬高米価操縦民食」の(三)に「攔阻糧食外運」なる項目があり、乾隆期を中心として、多くの史料が掲載されている。史料集の項目となった「攔阻」ではあるが、その実態に関しては、依然自明のことではない。攔とは、字義に照らせば、「さへぎる」また「邪魔する」の意で、同じ「さへぎる」という意味の遏や截と近い語である。乾隆十三年五月己丑の上諭に、⁽¹²⁾ 署江蘇巡撫安寧の上奏を引いて、

蘇松の産米の州県は地方の米価漸く昂ずるに因り、私に禁じて販米出境を許さず、因りて而して客船を阻截す。四月の間に至り、松江の青浦県にては、乃ち刁民の米客を阻遏し、行家の房屋器物を打壞すること有り。該県及び營汎往査し、俱に抛石擲打を被り県役及び把総の頭顱を致傷するの事、現に犯を緝め嚴究を経ん。

とある。米価の騰貴傾向を要因として、米の出境を私的に禁ずるべく、米を載せた船を「阻截」し、また青浦県では、米商人を「阻遏」すべく、打ちこわしの挙に出ているが、この安寧上奏に続く乾隆帝の上諭に「刁民聚衆抗官、大干法紀」とある如く、この行為の主体は、一般民衆にある。

また、乾隆十六年閏五月是月の条に引く、江西巡撫舒輅の上奏には、⁽¹³⁾

匪類の洪褒俚、載糶の船の河干に泊すること有るを見て、輒ち米穀の出境と称し、倡言して攔阻す。同じ万佑俚等七・八人を随率して上船し、各おの数斗を搶米して逸る。

とあって、糯米を載せた船を攔阻した上に、集団で上船して搶米の挙に出ている。「米穀出境」と称した点が象徴的

だが、攔阻とは、米穀を運搬する船の航行を実力で阻止する行為と言える。

さらに、乾隆四十三年十月壬戌の上諭には、安徽巡撫閔鶚元の上奏を引いて、

合肥県の民人夏瑤江等、該県の撮城鎮地方、客販馱米の下船するに因り、衆を邀めて攔阻す。巡檢の汪立誠、前往して彈圧するに、夏瑤江は弓兵を毆傷し、県役の拿獲を經。旋りて夏惟凡等の奪去を被り、復た汪巡檢の寓所を趕去して、毆ること巡檢の額顛手指に及ぶ。

とある。民人夏瑤江らが客船を攔阻し、取り締まりの官憲との間に暴力事件を起こしている。ここにおける攔阻も、先の事例同様、米穀運搬船の航行を集団で阻止する行為である。

他方、雍正四年七月三日の広西巡撫甘汝來の奏摺に、

今春、雨水調勻なれば、雜糧は盡く皆な豊稔たり。早禾は先後に登場し、俱な有秋を獲ん。但だ、四五兩月の広東米穀の騰貴に因り、潯梧一带にては、商販の搬運し以て米価の日に昂じ、窮民は食に艱して穀船を攔阻するを致す。

とある記述の行間に書き入れられた硃批には、「朕は已に先に聞く。但し万遏糶すべからず」とある。¹⁵⁾「窮民艱食、攔阻穀船」との報告に対する「万不可遏糶」との批は、雍正帝の中にあつては、攔阻と遏糶とは同義であつたとも見て取れる。

以上、遏糶と攔阻を中心に、幾つかの史料から、それらの実態を垣間見んとした。総じて言える事は、「遏糶とは

これこれである」といった類の明確な概念をもって使用されたと言うより、「さえぎる」「阻止する」という意味で、遏籩、阻遏、阻運、阻攔、阻截、攔阻、攔截などの言葉が使用されたものと評価できよう。ただし、傾向として、地方官僚の行為には多く「遏籩」の語が、また、米穀運搬船の航行に対する実力行使を伴う阻止行為には、多く「攔阻」の語が使用された点は指摘できようである。

最後に一点、付け加えておかねばならない事柄は、遏籩の語は、史料上、頻繁に出てくるものではないという事である。少なくとも、雍正・乾隆両王朝の実録を見る限り、遏籩、およびその嚴禁の指示は、何事もない平常時に見られるものではなく、特に災害に見舞われた年を中心に、被災地域とその地域への米穀の流通に関与する諸地域において発生する案件であった。遏籩、またそれに類似した諸行為の問題は、広く清代米穀流通の問題、また被災地救済に関わる清朝による救荒の問題であると言えよう。

第二章 遏籩嚴禁の論理と背景

前章においては、史料上において、遏籩、阻遏、阻截、阻攔、攔阻、攔截などと表記される行為・行動について検討し、それらが米の出境を阻止せんとする実力行使であった点、また、字句の上では、遏・阻・截・攔などの文字の組み合わせで、ほぼ同様の実態を示すことを指摘した。

次に、本章では、この遏籩を嚴禁とした清朝中央政府、とくに雍正・乾隆両皇帝の目的・意図、およびその背景に

ついで、上諭を中心史料として考察していきたい。

まず、雍正帝から見てみよう。前章において紹介した雍正四年七月二十日の何天培奏摺に対する硃批に雍正帝の想いが端的に表れている。

朕は最も遏糶を惡む。前歳の直隸井陘、今歳の江西に均しく此の挙有り。又た此れより前、楊宗仁の米の出境を禁ずるあり。朕俱に嚴諭戒飭を経ん。但だ必ずしも預め約法を為さざるのみ。此れ乃ち朕の深く知る所の事なり。

ここでは、何故、雍正帝が遏糶を惡むのか言及されていないが、雍正四年五月二十五日の広西巡撫汪鏜の奏摺に対する硃批¹⁷⁾には、

天下一家なれば、何ぞ彼此を分けん。隣省の遏糶の挙、當に断じて行うべからざるを知るべし。

とあって、遏糶が地方間において「彼此を分ける」行為であり、かつ「隣省の遏糶」が厳しく禁止されていることが注目される。この点に関しては、後に改めて言及することとしたい。

さて、雍正帝の遏糶嚴禁の論理を最も良く窺い知ることが出来るのは、雍正元年十月十六日の湖広総督楊宗仁奏摺に対する硃批¹⁸⁾であろう。『清実録』に収められた上諭の文言と『雍正硃批諭旨』所収のそれとの間には、少なくともない箇所で字句の異同や相互に省略が見られる。以下には、『雍正硃批諭旨』のものを引用する。

湖広総督楊宗仁に諭す。(中略)即ち米塩の如きは、小民日用の需たれば、須べからく商販流通をして市価の均しく平らかにせしめ、閭閻は始めて困を受けざるべし。今、湖広の鹽勦涌貴し、良く減価太はだ過ぎるに由り、

致す所なり。爾の意に在りては、原より民を利さんと欲するも、而して期せずして商を病ましむ。乃ち、商運足を裏して前まず、衆口の食淡。是れ民を利さんと欲するも、而れども民は転た其の困を受くる。咎は將に誰に帰さん。楚地の如きに至りては、本より産米の郷にして、素より東南の仰給する所たり。爾の米の出境を禁ずるに因り、以て川米も亦た楚に到らざるを致す。但だ隣省の価昂じるのみならず、而して本省の糧価も亦た漸く長ずるを致す。是れ爾の遏糶、原より本境に封殖せんと欲し、而して本境の民は並びに未だごう釐の益に沾さざるなり。況んや、隣省の黔黎は朝廷の赤子に非ざるは莫きをや。大臣体国は當に公溥を以て心と為し、此くの似く偏執褊狭は殊に大体に不諳に属し、朕の知遇に負く。茲に特に明白に爾に訓諭す。其の速やかに改図を行い、務めて販運流通をして遠近の民食に頼り有らしめよ。特に諭す。

湖広総督楊宗仁の遏糶、すなわち「禁米出境」によつて、四川からの米穀が湖広に來なくなつてしまひ、米価騰貴をもたらすことなつてゐると雍正帝は指摘し、彼の行為を「偏執褊狭」として非難する。

さらに、雍正帝の遏糶嚴禁の論理は、以下の雍正元年五月戊戌の上諭^⑨にも明瞭に看取できる。

近ごろ聞くに、直隸の州県、米貴に因りて糶を禁ずれば、此の方の百姓何をか以て仰給せん。昔春秋の時、諸侯は各おの其の国に君し、尚お遏糶の禁を申す。今天下一家、海内の民は、皆な吾が赤子たり。自ずから宜しく緩急共濟すべし。現今、陝西の督臣、米万石を運び、山西を賑救せんとするは、甚だ朕の意を慳たす。豈に隣封の乏食を坐視し、反つて遏糶を行ふの理有らんや。今より凡そ隣近の郡邑、偶たま荒歉に遇はば、即に相い拯恤し、

各おの疆界を分かつを得ること母く、相関せざるは漠し。其の當に禁すべき所の者、富戸は規利して販米は、動もすれば千万に盈つ。又た沿海の数省は、運米出洋し、法を玩んで利を網す。該の督撫提鎮は、當に厳しく查べて禁止せよ。

ここで、雍正帝の言う「豈に隣封の乏食を坐視し、反つて遏糴を行うの理有らんや」は象徴的である。荒歉に遭遇した場合には、疆界を分けることなく、隣省同士、相互に救済すべしというのであった。

雍正帝のこの論理、すなわち、地方間に「彼此を分ける」事をせず、隣省同士で相互に救災するとの方針は、次の乾隆帝にも明確に引き継がれた。

乾隆七年十一月甲子の上諭⁽²⁰⁾には、

隣省に命じて拯卹を敦くし以て転輸を佐けしめよ。諭す。天は時に雨暘有り、土に高下有り。而して年歳の豊歉は之に因る。天下の大、疆域の殊を以て、此れより歉なる者、或いは彼より豊なれば、全く有無相い通じ、緩急共済するに頼る。朝廷の採買撥協の在りては、固より自ずから変通の権宜有り。断じて米穀短少の處に於いて、人に強いて以て糶売する者有る無し。若し、有収の地に商賈輻輳し、聚集既に多くして、価値の自ずから減ずれば、則ち窮黎は食を得ること易からん。此れ隣省の相い周く、国家賑卹の典と相い済いて用と為す者なり。我が皇考と朕は、俱に曾て屢しば遏糴の禁を頒す。惟だ是れ地方の官民、識見の未だ広からず、偏私の未だ化ならざれば、敢えて遏糴の事を踵行せざると雖も、自便の私を隱図せざるは靡し。群相禁約し、有司も又た従りて之を

偏袒す。遂に隣省を視て秦越と為せり。是れを用つて再び諭旨を頒し、各省の督撫をして、各おの所属の官民に勸導を行い畛域の見を執ること母く、務めて拯卹の情を敦くし、商販流通せしめ、哀多く益寡くして、以て一時の困厄を救わしめよ。将来本地、或いは歉収に値たり、又た何ぞ嘗て隣省に是れ頼らざらんや。並びに此の暁諭を將つて官民共に之を知れ。

とある。物事の懸隔甚だしい喩えとしての「秦越」として隣省を視ることになるとは、象徴的な表現である。乾隆帝にあつても、「畛域の見を執ること」なく、隣省相互に救卹することが地方官に求められているのである。

前章に挙げた乾隆二十年十二月五日の上諭に「今年、江浙所屬偶たま偏災を被りて、本地の米糧既に少なければ、勢い必ず資を隣省に藉らん」とある如く、被災時の隣省からの援助、上諭に言う「救災卹隣の義」に邁羅は真っ向から反する行為と認識され、その嚴禁が指示された。邁羅することなく、「商販の米船有れば、大小多寡に拘わらず、其の裝載流通を聴し」、災害時の救卹を行へとの指示であつた。これは、右に見た「救災卹隣の義」や「通商卹隣之道」²¹等々の言葉に象徴される、各省、各地方間の相互融通による救災を目指す乾隆帝の発想に基づくものである。

以上、見てきた如く、雍正・乾隆両皇帝において邁羅嚴禁の論理は、「天下一家」「一視同仁」「朝廷赤子」といった理念的・観念的な中央集権的国家観、皇帝独裁的な発想に基づくのみならず、より具体的、より現実的な救災・救荒の目的をも有していた。清朝から派遣される地方官僚の旨として、自らの任地の利害のみを優先する狭小な見識を捨て、「彼此を分ける」ことのない、中国全体、国家全体をも見通した発想と行動が求められた。米穀の商業流通を

阻害する遏糶という行為は、それが被災時の救荒に直接関わる段階で、理念的はもとより、具体的に嚴禁とされたのであった。

次章においては、遏糶嚴禁が、より個別具体的な状況下において求められた乾隆後半期の事例を検証することを通じて、この問題を通して垣間見える、清代米穀流通の一面、および乾隆帝の認識の一面を見てみることにしよう。

第三章 乾隆後半期における遏糶嚴禁の論理

本章では、乾隆後半期の四十三年と五十年、この兩年における遏糶嚴禁の問題を取り上げ、これらの年に共通する江南と湖北省のダブル被災時における遏糶嚴禁の指示が、如何なる論理のもと、どのような具体的な目的を以て行なわれたかについて検討したい。

先ず、四十三年の事例である。湖広総督三寶の上奏に対する乾隆帝の返答は、以下の如くであった。²²⁾

自から応に此くの如く辦理すべし。称する所に至りては、遇たま川米過境し、催遣運售の處有れば、遏糶に非ずして何ぞや。該の督等、所謂其の一を知るも未だ其の二を知らずして、楚省の民食の計を為せば、則ち得ん。殊に江南の向より毎に川楚の米に仰給するを知らず。今歳、湖北は既に被早偏災の處有り。該省の米糧は自から販運出境すること能わず。若し復た川米を將って截住せしめ、估舶をして運載順流して下らしめざれば、則ち、江南は何れの所に資を取らん。況んや、江南今歳も亦た偏災有るをや。若し川米の至らざれば、糧価は必ず昂じ、

民食は或いは拮据を致せば、甚だ関係有り。該督撫は止だ湖北の為に調劑するを知るのみにして、並びに未だ他省の情形に就きて籌敷せざれば、所見は殊に小たり。朕は則ち、天下の百姓を皆な吾が赤子と視て、並な厚薄の分無し。豈に此れを顧みるも彼を忽にするを肯んぜんや。三寶、陳輝祖に伝諭し、凡そ川省の米船の楚に到り、如し楚省に在りて售売を願う者有れば、自から各おの其の便に従うべく、若し江南各處に運赴して販售せんと欲すれば、則ち、當に其の通行を聴し、稍も抑勒阻遏することなく、下游の為に接濟せしむるべし。

自らが治める湖広のみを視野に収めるばかりで、他省とくに被災している江南地方の情況にも思いおよばざれば、その所見は殊に小さいと論難する。湖広総督三寶、および湖北巡撫陳輝祖への指示は、四川米を載せた船が江南へ向かう際に、湖北で「抑勒阻遏」させぬようにというものであった。

また、乾隆帝の指示は、その四川米に関わり、四川総督の文綬にも及んだ。文綬の四川倉穀の中から二・三十万石を湖北に運び、湖北省の需要に応えたいとの申し出に対して、

奏する所は未だ意有るを免れざれば、已に摺内において批示す。川省は素より産米の区と称し、楚北に界連し、向より商船の販載順流して下り、以て下游の各處の民食を濟うに係る。該の督は止だ須べからく夔関に飭令して速やかに驗放を行い、遏糶・阻商に至らざらしめ、自から絡繹接濟し官を庸いて籌辦を為すこと母かるべし。設し或いは、川米の価値稍や昂じ、商人惟だ利のみ是図り、必ず貴価を費やし以て本を虧くを肯せず、更めて官の過計を為すに値たらず。今、文綬、官貯の倉穀の内、二三十万石を酌撥し、碾米して運往せんと欲するは、是れ

名は楚省を籌濟すると為すも、而れども実は則ち、此の数十萬石の倉穀を以て、官は辦運して責を塞ぐを為せば、実に意は商糶を禁せんと欲するなり。殊に通商恤隣の道に非ず。況や該督は止だ湖北の偶たま旱災を被り、早稲歉収にして糧価昂貴するを知るのみにして、江南の向より亦た川米に仰給するを知らず。今夏、缺雨なれば、復た一偶の偏災有り。其の上游の米船更に切なるを望み、前に三寶等川米を將つて載住し、估舶をして運行せしめざらんと欲す。所見は殊に小なれば、曾て諭旨を降し、飭令して阻遏を許さず。今、文綬僅かに官穀を撥し湖北の為に調劑し、並びに商販をして楚に赴かしめるの川米を禁じて流通せしめざらんと欲するのみは、三寶の楚民の流通を禁ずるの意と同じ。特に湖北の民食に碍有るのみならず、江南は更に何れの所にか資を取らん。豈に朕の一視同仁の意ならんや。爾等封疆の大吏は、或いは疆界を分かつも、朕は亦た爾等の如く疆界を分けんや。と云う。⁽²³⁾ 文綬の申し出は、実は四川米の「商糶」つまり商人への売り出しを禁じる意図からだと言った。ここでも、先の三寶への論難同様、湖北の旱害を知るばかりで、江南の四川米への恒常的依存の実態を知らない見解だと論難する。四川米の江南へのスムーズな流通を強く命じた乾隆帝であった。

さて、次に乾隆五十年の事例を見てみよう。この年の江南旱害は深刻で、乾隆六十年間における大規模災害として、二十年・二十一年の水害と並び称されるものであった。⁽²⁴⁾ また、この年は、先の乾隆四十三年と同様に、湖北省も広範圏で旱害が発生しており、江南と湖北のダブル被災時における米穀流通、および賑恤問題が鋭く問われることとなったのである。

乾隆五十年八月二十二日の上諭には、⁽²⁵⁾

江浙の民人は素より皆な四川・湖広の客米に仰給す。今、湖北旱を被りて災を成せば、所有川米を販運し、江浙一帯に赴かんと欲する者は、楚を過ぎる時、或いは湖北省の攔截を被れば、則ち商販は自ずから浙に到る能わず。朕已に早く慮及を經、節次に旨を降し、該省の督撫をして、各おの該の地方に明切に曉諭し、過境する米船を遏羅および截留を許すこと母から令め、米糧流通して小民は接済に資すべきを庶う。

とあって、江南の食を恒常的に支える四川米が、湖北の被早にともない、湖北通過時に攔截を被つて流通が滞つて浙江に届かないことの無いように、米船に対する遏羅や截留といった行為がなされぬよう、総督・巡撫にその取り締まりを指示している。

また、乾隆五十年九月十二日の上諭には、⁽²⁶⁾ 署江西巡撫舒常の上奏を引用した後に、

江西、湖南、四川の各督撫をして幫同料理して、遇たま湖北の商販境に到ること有らば、稍も留難・阻滞すること母く、並びに各該省の民人に出示曉諭して、居奇を得る母からしめよ。又た安徽、江蘇、浙江等の省は、必ず川米の接済を須むるに因り、其の商民の販運する者は、必ず湖北を経由し、該省は中途の攔截を得る母かれ。此くの似く、通盤籌画すれば、方に各省の民食に於いて裨益有らん。

とあって、四川、湖南、江西三省に対しては、湖北商人に対する阻滞を禁止し、併せ、湖北に対しては、安徽、江蘇、浙江へ向かう四川米の中途攔截を禁止する指示を出している。湖北と江南両地方の被災に対して、途中の如何なる地

点においても、その円滑な流通を阻む行為のすべてを禁止したのである。

時間的には、若干戻ることになるが、乾隆五十年八月八日の上諭は、この年の湖北・江南被災に際しての乾隆帝の意向を最も象徴的に示すものと言える。以下、些か長文ではあるが、引用してみよう。

湖広は南北両省に分かつと雖も、實は同省と異なる無し。今、湖北の災区の賑糶需用の米石較多きに因り、尚お四川・江西の二省に向かいて越境採買す。湖南の境壤毗連、該處の商民の情は桑梓に同じ。特成額に傳諭し、即ち湖南各属に出示曉諭し、市集郷城を論じず、遇たま湖北の商販の入境すること有れば、断じて居奇遏糶すべからず。並びに該處の商民に勸令して多く米石を運び、湖北の被旱の各府州属に到りて糶売せしむ。此れ南省の有余を以て北省の不足を補うが似く、商販民食に於いて均しく裨益有らん。

ここでは、「以南省之有余、補北省之不足」が如く、湖南省へ湖北商人が入境した際には、遏糶や居奇（売り惜しみ）をさせぬよう湖広総督への指示が出される。また、

再た本年江蘇、安徽二省、被旱の地方は較広く、該の二省は地狭く民稠ければ、向來豊収の年にも米糧は僅かに本地の口食に敷るのみにして、若し稍や歉収に遇わば、即ち四川、湖広、江西の米に仰給するを須む。其の四川の商販、米を載せて安徽、江蘇に至りて糶売する者は、必ず湖北を経由す。聞くに、江西の商販は、則ち九江一帶由り順流し、安徽省、江寧、蘇州等の處に逕抵し、逆水して湖北の上游に載往する者有ること鮮しと。若し湖北現在の採買に因り、或いは四川の江南に運往する米船を將つて、中路に於いて邀截して其れをして東下せしめ

ず、或いは下游の江西の米を將つて、其れをして逆流して楚に赴きて售売せしむれば、則ち商販に在りては、既に願う所に非ず。而して、安徽、江蘇二省は現在年成歉薄にして、又た商販の接濟無ければ、該處の民食は必ず拮据に至るも亦た通盤籌画の道に非ず。

とあつて、四川から江南へ向かう米船の湖北における「中路邀截」を危惧する。湖広総督特成額⁽²⁸⁾、四川総督李世傑、署江西巡撫舒常、湖北巡撫吳垣に対する乾隆帝からの指示は以下の如くであつた。

止だ須べからく所属に督飭して招商出示し、一面給票採買、一面平価応糶し、商賈等をして楚省に運回し、速やかに災区の民食を濟わしむ。其の四川省の江南に運往するの米は断断として中途に於いて攔截、遏糶すべからず。其の江西下游の商販も亦た強いて其れをして逆軌して楚に入らしむること難し。此くの如く通盤籌画し、湖北、安徽、江蘇三省の民食に於いて、均匀に接濟するは、更に裨有るに属さん。該督等は務めて宜しく實力妥辦すべく、不肖の官吏奸商等をして稍やも遏抑・攔阻有りて弊竇を滋すこと毋かれ。

すなわち、湖北・江南地方のダブル被災に対して、「不肖官吏奸商」による米穀流通を阻害するすべての行為を厳しく禁止する指示を米穀流通に関わる広範圍の地方大官に指示したのであつた。

以上、乾隆四十三年と五十年における遏糶嚴禁策をみてきたが、ここで改めて指摘すべきは、遏糶を厳しく禁ずることの究極的目的は、これら兩年の場合、江南への米穀流通であつたという点である。当該時期において、江蘇・浙江地方の四川米への依存度はさらに深まっていたが、乾隆帝が上諭に言う「朕が南顧の憂い」⁽²⁹⁾とは、正にこの江南地

方における糧食の安定的確保の問題であったと見て取れよう。遏糶は、その行為の主体としても、また、その嚴禁を徹底させる主体としても、共に地方官僚、とくに総督や巡撫に関わる問題であった。総督・巡撫に対する心得としての「彼此を分ける」ことなき対応は、単なる觀念論としてばかりでなく、被災時の救荒という具体的な場面において、現実的な要請でもあった。遏糶は、乾隆四十三年や五十年の事例の如く、きわめて現実的な目的のためにも、厳しく禁止されたのであった。

結びにかえて

乾隆二十一年正月庚午の上諭には、平糶に備えた各省間の倉穀の相互融通が説かれている。そこでは、

湖広は素より産米の区たり、江西の倉糧も亦た尚お充裕なれば、江西、湖南の二省をして各おの米十萬石を撥して江蘇に運交し、湖北省は米十萬石を撥して浙江に運交して、以て平糶の用に備えしめよ。

と、指示されている。また、乾隆二十二年七月癸卯の上諭では、⁽³¹⁾

地方の水旱齊しからざれば、国家の藉りて以て撫卹する所、災黎の待みて以て仰給する所の者は、惟だ倉儲に是れ頼むのみ。一たび缺額有れば、自ずから応急に籌補を為すべし。

とあって、被災時における倉儲の存在が大きく位置づけられているのである。しかしながら、以下に示す乾隆五十七年十一月甲寅の上諭では、⁽³²⁾この倉儲制度の有名無実化、破綻が嘆かれているのである。

見るべきは、各省の倉儲の並びに足数にて収貯する能わざるを。此れ皆な不肖の官吏、平日任意に侵那虧缺に由り、甚だしきは或いは、出陳易新に借りて名と為し、勒売勒買し短価もて剋扣す。其の弊は一ならずして足る。古人の良法を以て、転た貪墨の侵漁に供す。而るに、該督撫等、並な実力もて稽察せず、惟だ以て盤查して虧くこと無ければ、一に事を奏了するのみなれば、以て各省の倉儲は俱な有名無実を免かれざるを致す。備荒の義、安くに在らんや。

災害時における賑卹は、歴来、荒政と称され、清朝においても最も重要視された施策の一つであった。右の上諭の冒頭にも「各省常平社倉、係倣照周官荒政而設、原以備水旱偏災、糶借放賑之用」とある如く、常平倉を中心とした穀物備蓄は、災害時の米不足や米価高騰時における平糶政策の根幹をなすものであった。

別稿においても言及した通り、清代乾隆期に入ると、災害時の荒政は平糶を中心として、その為の商業流通による米穀現物の確保への依存度をますます強めることとなった。⁽³³⁾ 本稿で取り上げた暹羅はじめ、阻遏、攔截等々と呼ばれた流通の妨害行為に対する清朝中央政府の嚴禁策は、このような商業流通依存体制の強固化、倉儲制度の弛緩⁽³⁴⁾という大状況下において、より切実さをもって追求された諸策のひとつであったと言えるであろう。

註

(1) 安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」『東洋史研究』一五卷一号、一九五七年、のち、同『清代史

- の研究』創文社、一九七一年、所収。同書、四九四頁、参照。
- (2) 重田徳「清初における湖南米市場の一考察」『東洋文化研究所紀要』第一〇冊、一九五六年、のち、同『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七五年、所収。同書、四五頁〜四八頁、参照。
- (3) 岸本美緒「清代物価史研究の現状」『中国近代史研究』五集、一九八七年、のち、同『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七年、所収。同書、二九二頁、参照。
- (4) 山本進「清代前期の平糶政策——採買・倉儲政策の推移」『史林』七一巻五号、一九八八年、同「清代中期の経済政策——白蓮教反乱前後の四川——」『史学雑誌』九八編七号、一九八九年、両者とも、のち、同『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会、二〇〇二年、所収。同書、五〇頁、参照。
- (5) 拙稿「清代中期の経済政策に関する一試論——乾隆十三年（一七四八）の米貴問題を中心に——」『九州大学東洋史論集』十七号、一九八九年、および「清代における『境』と流通——食糧問題の一齣——」『九州大学東洋史論集』二〇号、一九九二年。
- (6) 安部健夫、前掲書、四九四頁。
- (7) 『雍正硃批諭旨』第二冊、および、『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯、所収の雍正四年七月二十日の何天培奏摺。
- (8) 『雍正硃批諭旨』第二冊、雍正二年八月二十日の四川巡撫王景灝奏摺。なお、この王景灝奏摺と雍正帝の硃批に関しては、安部健夫、前掲書、五〇〇頁〜五〇一頁に詳しい。
- (9) 『雍正硃批諭旨』第六冊、および、『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、所収の雍正六年正月二十二日の憲徳奏摺。

(10) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯、乾隆二十年十一月二十三日の尹繼善奏摺。

(11) 『乾隆朝上諭檔』第二冊、乾隆二十年十二月五日の上諭。

(12) 『清実録』乾隆十三年五月己丑の上諭。

(13) 『清実録』乾隆十六年閏五月是月の条の江西巡撫舒輅上奏。なお、本史料は、『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』上冊、三

〇三頁にも所収。

(14) 『清実録』乾隆四十三年十月壬戌の上諭。なお、本史料は、『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』上冊、二九六頁にも所収。

(15) 『雍正硃批諭旨』第三冊、雍正四年七月三日の広西巡撫甘汝來の奏摺に対する硃批。

(16) 前掲、註(7)の何天培奏摺に対する雍正帝の硃批。

(17) 『雍正硃批諭旨』第三冊、雍正四年五月二十五日の広西巡撫汪劉の奏摺に対する硃批。

(18) 『雍正硃批諭旨』第一冊、雍正元年十月十六日の湖広総督楊宗仁の奏摺に対する硃批。

(19) 『清実録』雍正元年五月戊戌の上諭。

(20) 『清実録』乾隆七年十一月甲子の上諭。

(21) のち、第三章に引用する乾隆四十三年八月四日の上諭にある一節。後掲、註(23)、参照。

(22) 『乾隆朝上諭檔』第九冊、乾隆四十三年七月二十一日の上諭。乾隆四十三年の事例は、前掲、註(4)の山本著書、七六〜七

八頁において、既に紹介されている。

(23) 『乾隆朝上諭檔』第九冊、乾隆四十三年八月四日の上諭。

(24) 拙稿「清代乾隆期の江南における救荒と食糧流通政策」『川勝守・賢亮博士古稀記念 東方学論集』汲古書院、二〇一三年、所収。

(25) 『乾隆朝上諭檔』第十二冊、乾隆五十年八月二十二日の上諭。乾隆五十年の事例は、前掲、註(4)の山本著書、七八〜八〇頁において、既に紹介されている。

(26) 『乾隆朝上諭檔』第十二冊、乾隆五十年九月十二日の上諭。

(27) 『乾隆朝上諭檔』第十二冊、乾隆五十年八月八日の上諭。

(28) 湖広総督特成額の処置に対する乾隆帝の評価は頗る高く、「該督能如此存心、不分畛域、仰体朕節次降旨、一視同仁至意、方得大臣之体。甚屬可嘉、特成額著交部議敘、以示獎勵。」とある(『乾隆朝上諭檔』第十二冊、乾隆五十年九月戊午の上諭)。

しかし、その翌年の五十一年、湖広総督在任中における、孝感県の「搶奪糧食」案と「劣矜梅調元父子」による「活埋人命」案を報告しなかった各で、雲貴総督を革職せられ、刑部に拿交された(『乾隆朝上諭檔』第十三冊、乾隆五十一年十月一日、十月二日の上諭、他の史料、参照)。

(29) 『乾隆朝上諭檔』第十二冊、乾隆五十年九月戊午の上諭に、「四川、江西二省、自必將余米、運往江浙販売、安徽、江蘇、浙江災区、既有兩省之米、源源接濟、小民口食有資、免朕南顧之憂、覽奏為之稍慰。」とある。また、同右、第十二冊、乾隆五十年九月甲子の上諭にも、「湖北米石、既有湖南接濟、而江西、四川各商販、又可源源而下。是湖北、江浙災歎之区、均可無

虞缺乏。商販流通、自可以平市価、而裕民食。略紓朕南顧之憂矣。」とある。

(30) 『清実録』 乾隆二十一年正月庚午の上諭。

(31) 『清実録』 乾隆二十二年七月癸卯の上諭。

(32) 『清実録』 乾隆五十七年十一月甲寅の上諭。

(33) 前掲、註(24)の拙稿、「清代乾隆期の江南における救荒と食糧流通政策」、参照。

(34) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会、一九九四年、九四～九八頁、参照。